

要 旨 紹 介

この研究部報告について、利用の参考のため、要旨を紹介する。

1 基礎的分析

(1) 犯罪被害の有無及び実情

主として11罪種について犯罪被害の有無（被害率）が調査された。その結果、我が国の被害率は、比較対象国中で低い位置にあり、特に「個人犯罪被害」及び「暴力犯罪被害」においては、比較対象国中で最も低くなっている。これを罪種別に見ると、自動車盜、車上盜、不法侵入未遂、強盗、窃盗及び暴行・脅迫では比較対象国中で最も低いが、自転車盜では比較対象国中で最も高く、バイク盜でもイギリス等に次いで高くなっている。

(2) 犯罪被害の申告及び警察に関する認識

- ① 11罪種について犯罪被害を警察に届け出た比率（申告率）が調査された。その結果、我が国の申告率は、「全犯罪被害」、自動車損壊及び自転車盜においては、比較対象国中で最も低いかポルトガルに次いで低くなっている。
- ② 警察に申告しなかった理由は、我が国も他の比較対象国も同様で、「それほど重大でない／損失がない」が最も多くなっている。その他、我が国は他の比較対象国と比べて、事件の解決や犯人の検挙等に関連するものを選択する比率が高くなっている。
- ③ 警察活動（防犯活動や親切さ）に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、良い評価をしている者の比率が低くなっている。

(3) 犯罪・防犯等に関する認識及び態度

- ① 犯罪者の処遇や青少年犯罪対策に関して、我が国は他の比較対象国と比べて、厳しい対処が必要であると認識している者の比率が高くなっている。
- ② 我が国では、住居の防犯設備を備えている比率は、比較対象国中で最も低いかポーランドに次いで低くなっている。
- ③ 我が国では、犯罪不安（夜間の一人歩き、自宅に夜間一人でいること、不法侵入の被害に遭うこと）に関して、他の比較対象国と比べて高い傾向がうかがえる。
- ④ 以上を総合すると、我が国は、被害率が低い割には犯罪不安が高い。その一方で、防犯設備を設置するなど自衛手段を講じることが少なく、犯罪者や非行少年に対しては、「厳罰化」で望むことが相当として、国の政策に依存している傾向がうかがえる。

2 統計的分析

(1) 犯罪被害の有無に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪被害に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②アパート・マンション等に居住している者、③各國の平均所得以上の世帯収入がある者、④低年齢層、⑤有職者又は学生、⑥独身者、⑦教育程度が高い者、⑧夜間外出が多い者は、犯罪被害に遭う者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、全犯罪被害を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分

析を試みた結果、我が国では、①世帯収入が我が国の平均（758万円）以上であり、②年齢が低く、③夜間外出頻度が週1回以上の者は、犯罪被害に遭う可能性が高いという結果となった。

（2）犯罪不安に与える要因

クロス集計分析の結果、犯罪不安に関連している要因のうち、12か国で共通しているのは、以下のとおりであった。①大都市に居住している者、②女性、③教育程度が低い者、④夜間外出が少ない者、⑤警察活動に関して低い評価をしている者、⑦昨年（1999年）に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安の高い者が多かった。その他にも、国によっては関連が認められた要因もあった。

上記を踏まえて、犯罪不安を従属変数にとって、多変量解析の一手法であるロジスティック回帰分析を試みた結果、我が国では、①警察の防犯活動に関して「不十分である」と認識しており、②女性で、③昨年（1999年）に何らかの犯罪被害に遭ったことがある者は、犯罪不安が高いという結果となった。さらに、①大都市に居住しており、②一戸建て住宅に居住しており、③銃器を所有しており、④年齢が低く、⑤無職者又は主婦で、⑥夜間外出頻度が週1回以上であり、⑦社会的ストレスを有している者も、犯罪不安が高い傾向がうかがえた。

研究部長

加澤正樹